

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和 3年 6月25日	
愛知県知事 殿	
提出者	
住 所 愛知県知多郡東浦町大字緒川字下婦夫坂1-1	
氏 名 株式会社 豊田自動織機 東浦工場	
工場長 深川 博志	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0562-85-0601	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 豊田自動織機 東浦工場
事業場の所在地	愛知県知多郡東浦町大字緒川字下婦夫坂 1-1
計画期間	令和 3年4月1日～令和 4年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	31 輸送用機械器具製造業
②事業の規模	工場売上高： 11,599 百万円
③従業員数	209 人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	カーエアコン用コンプレッサ部品 ・機械加工工程 ：廃油→再生処理業者に委託し燃料として再資源化 ：汚泥→再生処理業者に委託しセメント原料として再資源化 ：陶磁器くず→再生処理業者に委託しセメント原料等として再資源化 ・その他の工程または工場全体 ：廃プラ→再生処理業者に委託し焼却のうえ熱回収再資源化 ：廃プラ→再生処理業者に委託しRPF燃料として再資源化 ：木くず→再生処理業者に委託しチップとして再資源化

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 環境委員会 (全社) └生産環境委員会 (全社) └生技生産本部 P E 環境部環境室 (全社事務局) 事業部環境委員会 └EMS 推進委員会 (廃棄物排出量の低減等の取り組み) └安全総務部 環境室 (事業部事務局) └大府東浦環境グループ (工場事務局) └各排出部署 EMS 推進委員 └廃棄物管理者、特別管理産業廃棄物管理責任者			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度 (令和 2 年度) 実績】 別紙 1 のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量		
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 別紙 1 のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量		
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 産業廃棄物は 1 5 種類に分別し保管 <例>汚泥：脱水汚泥、清掃汚泥、濃縮廃液、蛍光灯、乾電池、廃プラ		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 現在のところ、なし		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) —————		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) —————		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和 2 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	2, 5 5 8 t	6 8 4 t
	(これまでに実施した取組) ・排水処理場凝集工程の薬剤変更と注入量調整による汚泥量低減		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	2, 9 7 5 t	7 9 6 t
	(今後実施する予定の取組) ・排水処理場凝集工程の薬剤変更と注入量調整による汚泥量低減		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	（これまでに実施した取組） —————		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組） —————		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和 2 年度）実績】 別紙2のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	t	t
	（これまでに実施した取組）		

②計画	【目標】別紙3のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項										
①現状	【前年度（令和 2 年度）実績】									
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラ	ガラス・陶磁器類	金属くず	木くず	—	—	合計
	排出量	2, 879 t	775 t	17 t	1 t	0 t	1 t	— t	— t	3, 673 t
	（これまでに実施した取組） ・排水処理場凝集工程の薬剤変更と注入量調整による汚泥量低減 ・EMS推進委員会による排出物削減取り組みの検討									
②計画	【目標】									
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラ	ガラス・陶磁器類	金属くず	木くず	—	—	合計
	排出量	3, 348 t	901 t	20 t	1 t	0 t	1 t	— t	— t	4, 271 t
	（今後実施する予定の取組） ・排水処理場凝集工程の薬剤変更と注入量調整による汚泥量低減 ・EMS推進委員会による排出物削減取り組みの検討									

【前年度（令和 2 年度）実績】									
産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラ	ガラス・陶磁器類	金属くず	木くず	—	—	合計
排出量	2, 8 7 9 t	7 7 5 t	1 7 t	1 t	0 t	1 t	— t	— t	3, 6 7 3 t

(これまでに実施した取組)

- ・排水処理場凝集工程の薬剤変更と注入量調整による汚泥量低減
- ・EMS推進委員会による排出物削減取り組みの検討

【目標】									
産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラ	ガラス・陶磁器類	金属くず	木くず	—	—	合計
排出量	3, 348 t	901 t	20 t	1 t	0 t	1 t	— t	— t	4, 271 t

(今後実施する予定の取組)

- ・排水処理場凝集工程の薬剤変更と注入量調整による汚泥量低減
- ・EMS推進委員会による排出物削減取り組みの検討

①現状	【前年度（令和 2 年度）実績】										
	産業廃棄物の種類		汚泥	廃油	廃プラ	ガラス・陶磁器類	金属くず	木くず	—	—	合計
	全 処 理 委 託 量		3 2 1 t	9 1 t	1 7 t	1 t	0 t	1 t	— t	— t	4 3 1 t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	3 2 1 t	4 2 t	1 2 t	1 t	0 t	0 t	— t	— t	3 7 6 t	
	再生利用業者への処 理 委 託 量	2 5 9 t	9 0 t	5 t	0 t	0 t	1 t	— t	— t	3 5 5 t	
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	6 2 t	0 t	1 2 t	1 t	0 t	0 t	— t	— t	7 5 t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	— t	— t	0 t	
	（これまでに実施した取組） ・ 原則として、すべての産業廃棄物は再生利用業者へ処理を委託する。 ・ 新たに発生する産業廃棄物は、委託する処理業者が中間処理後に全量再生利用することを確認後に、処理委託契約を行う。 ・ すべての契約産廃業者について、現地視察を行い適正に処理がなされているかを確認する。また、可能な限り2次処理業者の現地確認も行う。（社内他工場との共通の処理業者は、持ち回りで視察を行う）										

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

②計画	【目標】										
	産業廃棄物の種類		汚泥	廃油	廃プラ	ガラス・ 陶磁器類	金属くず	木くず	—	—	合計
	全 処 理 委 託 量		3 6 0 t	1 0 5 t	2 0 t	1 t	0 t	1 t	— t	— t	4 8 7 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	3 6 0 t	4 9 t	1 4 t	1 t	0 t	0 t	0 t	— t	— t	4 2 4 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	2 8 8 t	1 0 5 t	6 t	0 t	0 t	1 t	— t	— t	4 0 0 t	
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	7 2 t	1 t	1 4 t	1 t	0 t	0 t	— t	— t	8 8 t	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	— t	— t	0 t	
	(今後実施する予定の取組) ・「これまでに実施した取組」を継続する。										